

産業保健資源過疎地域におけるニーズ調査及び支援方法の試行

研究代表者	岡山産業保健総合支援センター	所 長	石川 紘
研究分担者	岡山産業保健総合支援センター	産業保健相談員	岸本 卓巳
	岡山産業保健総合支援センター	産業保健相談員	勝田 吉彰
	岡山産業保健総合支援センター	産業保健相談員	高尾 総司

1 はじめに

岡山産業保健総合支援センターでは、岡山労災病院、岡山大学と協力して主として県庁所在地である岡山市内（県南部）において産業保健研修会等を行ってきた。しかし、岡山県北部においては産業保健活動への支援が十分に実施できているとは言い難い状況のままである。そこで本研究では、県北部の産業医および事業所担当者の双方に対してニーズ調査を実施し、これらを岡山市の産業医・事業所担当者のニーズと比較する。

一方で、当センターでは事業所人事担当者向けに「労務管理スキル」で対応可能なメンタルヘルス対応について、導入を支援する研究会を実施している。本研究会を修了した担当者は、産業医に過度に依存することなく、自信をもってメンタルヘルス対応を行えるようになっていく。これらの取り組みでの知見をもとに、健康管理と労務管理の重複部分を整理し、産業医と人事担当者の役割分担を明確化することで、産業保健資源に乏しい県北地域でも継続可能な産業保健活動のあり方を提案し、これを支援することを目的とした。

2 対象と方法

調査については、県北部でのニーズを明らかにするために、県南部に位置し県庁所在地である岡山市を対照として設定した。県北部の範囲は、産業医向け調査と事業所向け調査で多少異なるが、県北部の中心となる津山市および周辺市町村とした。産業医向け調査については、岡山県医師会が発行する産業医名簿(平成27年1月発行)にもとづき、津山市33名、井原市10名、高梁市24名、新見市7名、真庭市20名、苫田郡4名、勝田郡5名、美作市5名、久米郡3名の産業医、合計111名を県北部と定義した。県南部は岡山市193名を対照群とし合計304名を対象とした。事業所担当者向け調査については、すでに過去の調査研究において入手済みの50名以上の企業住所データ約1,200社から、県北部170社、岡山市465社の合計635社を対象とした。

調査項目は、研修会の参加頻度、産業保健活動支援に対する課題等について聴取した。研修会への参加頻度、産業保健活動における課題（研修会開催頻度、研修会内

容、産業医・人事の理解不足、産業医・人事の役割不明確等）に加えて、メンタルヘルス不調者に対する対応としての「半日勤務（軽減勤務）」に対する態度などを聴取した。

支援方法の試行については、以下の3点を行った。1) 産業医と人事担当者の役割分担・協力に関する研修会を県北部において2-3回実施する。2) 同意にもとづき、産業医と人事担当者の両者を同じメーリングリストに登録する。3) メーリングリストを用いて、両者の協力を促進できるよう専門的観点から支援する。

3 結果と考察

産業医の回答数は100名、事業所の回答数は127社であった。産業医と事業所をあわせて全体として回収割合を県南部・北部で比較すると、県北は85件(31.4%)、県南は142件(21.5%)と県北の方が高かった。ただし、産業医においては県北(32.4%)と県南(33.1%)で差はなく、事業所において大きな差があった(県北28.8%、県南16.8%)

産業医からの回答においては、過去2年間において研修会に6回以上参加は、県北23.5%、県南43.6%であり、産業保健活動における課題として県北と県南で10%以上の差があった項目は、研修会が少ない(65.7%vs30.7%)、産業医の役割が不明確(61.8%vs46.8%)であった。

一方、企業からの回答では、研修会参加において明らかな差は認められず、課題としては研修会内容(47.8%vs24.7%)、産業医が少ない(44.4%vs27.3%)であった。10%には満たないが、産業医の理解不足も(38.3%vs30.0%)であった。

半日勤務可という復職時主治医意見に対して、(復職時期尚早が明らかな場合)産業医として「就業可能」と判断するか、「療養延長」と判断するかに関しては、54.3%が療養延長と判断した。産業医判断前に人事担当者から配慮可能な内容を明確に伝えられた場合には、さらに14名の産業医が療養延長と判断するとした(計68.1%)。

なお、かかる判断を会社主導で決定すべきか、主治医主導か」との質問に対して、産業医においては大きな南北差はなかったが、人事担当者では会社主導は北部では

35.4%と南部50%に対して低かった。

産業医と事業所担当者の役割分担の不明確さが産業医意見に与える影響の評価を行ったところ、以下の通りの結果であった（オッズ比）。

産業医	問A(n=92)	問B(n=93)
北部(vs南部)	2.002 [0.825,4.860]	2.156 [0.848,5.479]
役割不明確有(vs無)	0.827 [0.354,1.935]	0.865 [0.345,2.166]

事業所担当者	問A(n=122)	問B(n=120)
北部(vs南部)	1.528 [0.709,3.293]	1.043 [0.484,2.249]
役割不明確有(vs無)	1.953 [0.933,4.087]	0.399 [0.190,0.838]

産業医においては、有意ではないものの人事担当者から受け入れ可能な就業上の配慮について事前に伝えられていなくても、事前に伝えられたとしても一貫して北部の医師の方が2倍程度、「(半日勤務にて)就業可能」と判断する傾向があり(p=0.125, 0.106)、この判断に対して人事担当者との役割分担の不明確さは影響を及ぼしていなかった。

一方で、事業所担当者にあつては、事前に産業医に対して受け入れ可能な就業上の配慮について伝えていない場合には、役割が不明確であると考えるほど、産業医が「(半日勤務にて)就業可能」と判断するのではないかと予測していた(p=0.076)。しかし、事前にこうした情報を伝えた場合であれば、逆にむしろ産業医との役割分担に不明確さを感じていたほうが、(半日勤務にて)就業可能という意見ではなく、産業医が「療養が望ましい」という意見を述べると統計的に有意に予測しており(p=0.015)、かつ、この場合には点推定値においても南北における判断の差が消失していた。

支援方法の試行の結果については、1) 産業医と人事担当者の役割分担・協力に関する研修会を県北部において当初計画より多く4回実施した(平成29年5月、8月、10月、平成30年2月)。参加者数は、平成29年10月開催分では約25名(産業医約10名、事業所担当者約15名)、それ以外は約10名ずつであった。2) 同意にもとづき、研修会に参加した産業医と人事担当者の両者を同じメーリングリストに登録した。研修会情報や、産業保健に関する質問があれば対応できる旨について連絡を行った。3) メーリングリスト上で、両者の協力を促進できるよう専門的観点から支援することを周知した。メーリングリスト上での質問は少なかったが、別途個別に研究分担者に対して、「困っている事案」に対する助言を求めるメールは産業医からはいくつかあった。

4 結論およびまとめ

岡山県における産業保健活動の支援状況にも、県北部と県南部における相応の差異は存在する。これに対する

対策として、現時点では県北部においても県南部と同じような研修回数増といったやや短絡的な意見が多く、質が高ければビデオ視聴を許容するといった意見はまだ少ないようであった。

就業上の措置に関する意見についての産業医の態度に関する調査結果から、もっとも注目に値する点は、人事担当者から「事前に」就業規則にもとづき復職条件に制約があるということを明確にされれば、産業医意見は変わりうるものであるということである。

産業医と人事担当者の適切な役割分担を考えた際には、県北部の方がやや産業医に対する過度の依存体制が残存する要素はあるものの、逆にこの点を明確にし、「労務管理的側面は人事担当者が」、そして「健康管理的側面を産業医が」という役割分担によって、メンタルヘルス対応案件における判断の県北部と南部の差異については、解消できる可能性があると人事担当者の側は考えていると解釈することもできる調査結果であった。

もとより、適切な役割分担に先駆けて、産業医と人事担当者のコミュニケーションのフレームワークを構築することも有用であると期待でき、本研究において作成したメーリングリストを今後も継続的に活用し、適切な役割分担に至るよう支援していく。あわせて岡山県において実施している形式を他地域でも展開可能にするために、ひとつ解決すべき課題がある。岡山県においては研究者自身が産業医と人事担当者のコミュニケーションの触媒となっているが、これを担当する人材の育成が必要である。担うべき職種としては、社会保険労務士が期待され、具体的には産業医と使用者側弁護士の後方支援を前提にこれまで行ってきた産業医と人事担当者の合同MTを進行していくことができると想定される。

5 倫理的配慮及び利益相反

独立行政法人労働者健康安全機構産業保健調査研究倫理審査委員会にて承認を得た。また、倫理審査委員会意見については、研究計画に反映させた。調査対象者には調査の目的、統計処理により個人や施設の匿名性が確保されること、研究以外に使用しないこと、研究成果として公表することを文書で説明した。調査の回答は任意であること、また、回答しない場合にも何ら不利益を被ることはないことを明記し、個人を対象とする産業医向け調査においては、回答に対する同意の有無を確認した。

利益相反については、特に申告すべきものはない。